

報道機関各位

在宅重度心身障がい者及び高齢者タクシー 利用料金助成券交付事業について

令和2年度から、これまで在宅重度心身障がい者を対象としていたタクシー利用料金の助成の対象を拡大し、高齢者に対する助成も行います。

目 的

この事業は、在宅で生活されている重度心身障がいをお持ちの方や高齢者の方で、交通手段がないためにタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することで経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的とします。

対象者及び交付金

- ① 重度心身障がい者・・・年額16,800円 ② 高齢者・・・年額12,000円

対象者要件

◆共通事項

- ・町内に住所を有し、かつ居住する方。（※施設に入所している方は除く）
- ・自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方

◆①に該当する方

- ・身体障害者手帳のうち、肢体・視覚1、2級、心臓・肝臓・小腸・ぼうこう・直腸・呼吸器・肝機能1級
- ・療育手帳のうち、判定区分A1

◆②に該当する方

- ・上記①に該当しない方で、年度中に満75歳以上の高齢者のみ世帯かつ自家用車を所有していない世帯であって、本人及び世帯員全員が住民税非課税の方

添付資料 有

 無

お得な特典満載の
みのわファンクラブ
会員募集中！

福祉課

(課長)北條 治美

障がい者福祉係(係長)唐澤 智大

高齢者福祉係(係長)鈴木 道代 (担当)根橋 知宏

電 話：0265-79-3111 (内線) 122, 126

F A X：0265-79-0230

E-mail：fukushi @town.minowa.lg.jp